

(仮称) 新大田区観光振興プラン策定委員会傍聴要領 (案)

平成 30 年 7 月 31 日

1 目的

この要領は、(仮称) 新大田区観光振興プラン策定委員会 (以下「委員会」という。) の会議 (以下「会議」という。) の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴券の交付等

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議ごとに委員会傍聴券 (以下「傍聴券」という。別記様式) の交付を受け、これを所持しなければならない。
- (2) 傍聴券は、委員会当日の先着順に一人につき一枚交付する。
- (3) 傍聴券の交付を受けた者は、受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。
- (4) 委員会において傍聴を認めない決定をしたときは、傍聴券を交付しないものとする。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、係員に提示し、指定された傍聴席につくこととする。
- (6) 傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還することとする。

3 傍聴人の定数

傍聴人の定数は、原則として 20 人以内とする。ただし、会議室等やむを得ない事情のある場合は、委員長は、会議の開催前までに傍聴人の定員を定めることができる。

4 遵守事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長の許可なく発言しないこと
- 二 審議における言動に対して、拍手その他の方法により可否を表明しないこと
- 三 飲食、喫煙、談笑をしないこと
- 四 ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯しないこと
- 五 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、又は、携帯しないこと
- 六 その他議事の妨害となるような行為をしないこと

5 禁止事項

傍聴人は、委員会において撮影、録音等を行ってはならない。

6 違反に対する措置

- (1) 委員長は、この要領の規定に違反し、会議の進行上支障があると認めるときは、退場を命ずることができる。
- (2) 傍聴人がこの要領の規定に違反し、委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場するものとする。
- (3) 委員長は、明らかに議事を妨害する恐れがあると認められる者については、入場を制限することができる。

7 その他の事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

NO. _____

(仮称) 新大田区観光振興プラン策定委員会 傍聴券

傍聴人注意事項

傍聴人は、(仮称) 新大田区観光振興プラン策定委員会傍聴要領を守り、係員の指示に従ってください。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長の許可なく発言しないこと
- 二 審議における言動に対して、拍手その他の方法により可否を表明しないこと
- 三 飲食、喫煙、談笑をしないこと
- 四 ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯しないこと
- 五 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、又は、携帯あしないこと
- 六 その他議事の妨害となるような行為をしないこと

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、委員会において撮影、録音等を行ってはならない。